

# 議案第 99 号

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

## 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 24 条）

第 2 章 家庭的保育事業（第 25 条～第 29 条）

第 3 章 小規模保育事業

　第 1 節 通則（第 30 条）

　第 2 節 小規模保育事業 A 型（第 31 条～第 34 条）

　第 3 節 小規模保育事業 B 型（第 35 条・第 36 条）

　第 4 節 小規模保育事業 C 型（第 37 条～第 40 条）

第 4 章 居宅訪問型保育事業（第 41 条～第 45 条）

第 5 章 事業所内保育事業（第 46 条～第 52 条）

## 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（用語の意義）

第3条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、川崎市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（設備及び運営の水準の向上）

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(資格)

第6条 家庭的保育事業者等（家庭的保育事業を行う者及び第37条に規定する小規模保育事業C型を行う者（以下「小規模保育事業者（C型）」という。）を除く。）は、法人である者とする。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第7条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第15条第2項、第16条第1項及び第17条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第8条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに第23条第1項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第46条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（職員の一般的要件）

第9条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者

でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第10条 家庭的保育事業所等の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業者等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事させる職員については、この限りでない。

(利用乳幼児に対する平等取扱いの原則)

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、懲戒に関する利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、可能な限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとし、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制にあること及び調理業務に係る受託者との契約が、当該注意を果たし得る内容となっていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者が、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

## 2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。

- (1) 連携施設

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項に規定する健康診断をした医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ、保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置の解除、停止等必要な手続について、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業所等の職員の健康診断に当たっては、利用乳幼児の食事を調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。

(運営規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 提供する保育の内容
  - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
  - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
  - (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待等の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
- (帳簿の整備)

第20条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第21条 家庭的保育事業所等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第

24条第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(非常災害対策)

第23条 家庭的保育事業者等は、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、消火及び避難の訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(事故防止の対策等)

第24条 家庭的保育事業者等は、定期的に家庭的保育事業所等の施設又は設備の点検を行うとともに、職員への教育その他事故防止のため必要となる対策を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに、その者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

## 第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第25条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に規定する専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。

- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (6) 前号に規定する庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

(職員)

第26条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
  - (2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
  - (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者
- 3 家庭的保育者1人が保育ができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第38条第2項において同じ。）とと

もに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第27条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第29条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

(保育の内容)

第28条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第29条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と緊密な連絡を保ち、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

## 第3章 小規模保育事業

### 第1節 通則

(小規模保育事業の区分)

第30条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

### 第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第31条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する小規模保育事業所A型には、

乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 3 . 3 平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第 37 条第 4 号及び第 5 号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 1 . 9 8 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児 1 人につき 3 . 3 平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当すること。
- ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
	常 用	1 屋内階段 2 屋外階段
		1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号） 第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定

	2階	する構造の屋内階段
	避難用	2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
3階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
4階 以上 の階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙

	<p>することができると認められるものに限る。) を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものに限る。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるよう設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第32条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師のうちの1人に限り、保育士とみなすことができる。

(開所日等)

第33条 小規模保育事業所A型における開所日は、次に掲げる日を除いた日を原則とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 小規模保育事業所A型における開所時間は、1日につき11時間を原則とする。

（準用）

第34条 第27条から第29条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第27条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第29条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第34条において準用する次条及び第29条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第28条及び第29条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

### 第3節 小規模保育事業B型

（職員）

第35条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児　おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児　おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師のうちの1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第36条 第27条から第29条まで、第31条及び第33条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第27条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第29条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第36条において準用する次条及び第29条において「小規模保育事業者（B型）」といふ。）」と、第28条及び第29条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第31条及び第33条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

#### 第4節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第37条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満 2 歳以上の幼児を利用する小規模保育事業所 C 型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室及び屋外遊戯場の面積は、前号の幼児 1 人につき 3 . 3 平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 保育室等を 2 階以上に設ける建物は、第 3 1 条第 7 号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第 3 8 条 小規模保育事業所 C 型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 C 型又は第 1 7 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 C 型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、 3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合は、 5 人以下とする。

(利用定員)

第 3 9 条 小規模保育事業所 C 型は、法第 6 条の 3 第 10 項の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 10 人以下とする。

(準用)

第 4 0 条 第 2 7 条から第 2 9 条までの規定は、小規模保育事業 C 型について準用する。この場合において、第 2 7 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 2 9 条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業者（C 型）」と、第 2 8 条及び第 2 9 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C 型）」とする。

第 4 章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第41条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(設備及び備品等)

第42条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行なうために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第43条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第44条 居宅訪問型保育事業者は、第41条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市が指定する施設を適切に確保しなければならない。

(準用)

第45条 第27条から第29条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第27条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第29条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第28条及び第29条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

## 第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第46条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。以下同じ。）の数以上のその他の乳児又は幼児に係る利用定員を設けなければならない。

利用定員	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人

61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

(設備の基準)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第49条及び第50条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次とおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を

3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の

3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中

欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1

以上設けられること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
4階以上 の階	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものに限る。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に

規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第48条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ってはならない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師のうち1人に限り、保育士とみなすことができる。

（連携施設に関する特例）

第49条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第8条第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることが要しない。

（準用）

第50条 第27条から第29条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第27条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第29条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第50条において準用する次条及び第29条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第28条及び第29条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

（職員）

第51条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知

事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師のうち1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第52条 第27条から第29条まで及び第31条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第27条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第29条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第52条において準用する次条及び第29条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第28条及び第29条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第31条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調

理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第52条において準用する第31条第5号」とする。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

### （食事の提供の経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第17条、第25条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第26条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1号（調理設備に係る部分に限る。第36条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。第36条及び第52条において準用する場合を含む。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第37条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第38条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第47条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第4号（調理室に係る部分に限る。）、第48条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第51条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことが

できる。

(連携施設に関する経過措置)

3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第8条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

4 第35条及び第51条の規定の適用については、家庭的保育者又は第26条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第35条第1項及び第51条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

5 小規模保育事業C型にあっては、第39条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とする。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定めるため、この条例を制定するものである。